

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下「当法人」という。）が、ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規程に基づき設置するコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の適切な運用を図るため、その組織、権限等を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 当法人は、常設の機関として委員会を設置する。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、3人以上の委員で構成する。

- 2 総務部長は、委員とする。
- 3 理事である委員及び外部有識者である委員は、理事会の議決によって選任する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、理事である委員の中から選任する。
- 6 副委員長は、委員会の議決によって1人を選任する。
- 7 委員に委員を継続しがたい重大な事由があるときは、理事会の議決をもって当該委員を解任できる。

(委員の職務等)

第4条 委員は、法令、定款及び当法人の定める規程に基づき、自己の良心に従って、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行う。

- 2 委員は、その職務上知りえたあらゆる情報について守秘義務を負う。

(委員会の審議等)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの啓蒙及び教育研修活動の推進
 - (2) コンプライアンスに関する規則等の制定及び改廃等の検討
 - (3) 内部監査及び監事監査における指摘事項に対する対処の検討
 - (4) ハラスメントに関する相談及び苦情その他内部通報に関する対処の検討
 - (5) コンプライアンス違反に関する処分方針及び再発防止策の検討
 - (6) 前各号に準じる事項のほか理事会から諮問された事項
- 2 委員会は、監事に対し、前項に規定する事項について意見を求めることができる。
 - 3 委員会は、第1項に規定する事項について審議した場合、その内容を理事会に報告する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が欠けた場合、委員長に事故がある場合その他必要がある場合には、副委員長が招集する。

- 2 委員会は、議決に加わることができる委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長が欠席した場合、委員長が欠けた場合又は委員長に事故がある場合には、出席した委員の互選により議長を定める。
- 4 委員会の決議事項は、議決に加わることができる委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 決議事項について特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。
- 6 委員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、事実関係を確認し、又は意見を徴することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

- 1 この規程は平成18年10月26日から施行する。
- 2 令和2年10月7日、一部変更。(令和2年度第4回理事会)
- 3 令和4年10月24日、一部変更。(令和4年度第4回理事会)